

入札説明書（兼募集要綱）

平成 30 年度 あおもり芸術鑑賞友の会 文化情報誌 DM 便封入作業及び配送作業等業務委託に係る一般競争入札の広告に基づく入札等については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 平成 30 年度 あおもり芸術鑑賞友の会

文化情報誌 DM 便封入作業及び配送作業等業務委託

(2) あおもり芸術鑑賞友の会概要、及び業務内容

①あおもり芸術鑑賞友の会会員状況

平成 29 年度末現在で、900 名程度

②文化情報誌「びーち」：B 5 版変形 16 頁（1 色 12 頁、4 色 4 頁）

5 月号、7 月号、9 月号、11 月号、1 月号、3 月号（隔月で発行）

※各号それぞれ、前月の指定した期日まで（5 月号は 4 月 27 日（金）まで）に、各会員へ配送完了すること

③業務内容

●DM 便封入作業：OPP 袋（A4 サイズ）への封入作業

文化情報誌 1 部、他事業案内チラシ 4～5 枚程度

●DM 便宛名ラベル作成、貼付作業

●DM 便配送作業

※詳細は、別紙仕様書を参照

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

①競争入札には、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ないものは、参加することができない。

②次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後 2 年間競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人

とする者もまた、同様とする。ただし、特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約の履行をしなかった者
- (6) 前各号に該当する事実があった後2年を経過しない者

3 入札参加表明

一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を、郵送または持参により提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加表明書
- ② 委任状（必要な場合のみ提出）

県内にある支店または営業所等に対して、一般競争入札参加表明書の提出等に関する権限を委任することが出来る。

(2) 提出期限

平成30年4月10日（火） 午後5時

(3) 提出場所

青森県青森市堤町1-4-1

リンクステーションホール青森（青森市文化会館）1階事務室

4 入札説明書（兼募集要綱）の交付場所及び契約条項を示す場所並びにその期間

(1) 場所

リンクステーションホール青森（青森市文化会館）1階事務室

なお、当財団ホームページ（<http://www.aobun-sogei.com/>）においても公開する。

(2) 期間

平成 30 年 4 月 2 日 (月) ～平成 30 年 4 月 6 日 (金) まで

5 入札・開札に関する事項

(1) 入札日時・場所

平成 30 年 4 月 12 日 (木) 午前 11 時 00 分から

青森県青森市堤町一丁目 4 番 1 号

リンクステーションホール青森 (青森市文化会館) 3 階小会議室 4

(2) 入札書の記載方法

①入札書は、指定の入札書に必要事項を記載すること。

②落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 108 に相当する金額 (当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額) をもって契約価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免罪事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書の提出方法

①入札書に必要事項を記載・押印すること。

②入札書を封印する封筒 (長形 3 号の定型封筒) の表面に、「入札件名」(「平成 30 年度 あおもり芸術鑑賞友の会 文化情報誌 DM 便封入及び配送等業務委託」とすること)、「入札者の氏名 (法人の場合は当該法人の名称又は称号及び代表者名)」を記載し、入札書を封印すること。

③代理人が入札する場合は、委任状に必要事項を記載・押印し、併せて提出すること。

※入札書を封印した封筒には同封しないこと。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ・ 入札の参加資格のないものとした入札
- ・ 同一の入札について二以上の入札をしたものの入札

- ・公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- ・入札書の金額、氏名、印影もしくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- ・入札締結後になされた入札
- ・入札関係書類に虚偽の記載がある入札
- ・その他入札条件に違反した入札

(5) 開札日時・場所

入札終了後、入札場所において、引き続き実施する。

(6) 開札の立ち会い

入札参加者は開札に立ち会うものとする。(入札参加者及びその関係者以外のものは、立会できない。)

(7) 落札者の決定方法

①有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が当財団の定める予定価格以下で、かつ最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

尚、この入札は、最低制限価格が設定されており、最低制限価格を下回る価格の申し込みは落札者とはしない。

②落札者となるべき同価の入札者が2人以上ある時は、直ちにくじで落札者を定める。

6 再度入札

(1) 予定価格以上の入札がない時は、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札は2回を限度とする。

(3) 2回の再度入札の結果、落札者がいない場合は、最低価格で入札した者と随意契約の手続きに入るものとする。